

上水道配水管布設事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生活水の確保と公衆衛生の向上をはかるため、配水管布設事業により給水を受けようとする者に対し、その者が当該事業において負担する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「配水管布設事業」とは、未普及地区配水管布設工事取扱要綱（平成8年4月1日施行。以下「県要綱」という。）又は千葉県未普及地区配水管布設工事取扱要綱（平成8年10月1日施行。以下「市要綱」という。）に基づく未普及地区配水管布設工事（以下「配水管布設工事」という。）により上水道配水管を布設する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県要綱第2条第2号及び市要綱第2条第3号に規定する申請者で、配水管布設事業の施行に伴い配水管布設工事に要する費用の一部を負担するものをいう。

2 地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱（平成2年4月1日施行）に基づき補助を受ける者は、補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、配水管布設事業の施行に伴い、千葉県企業局又は千葉県水道局（以下「水道局」と総称する。）の設計及び積算による配水管布設工事に要する費用について、県要綱又は市要綱の定めるところにより、補助対象者が負担する経費とする。

(補助額)

第5条 補助額は、補助対象経費額の3分の1の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は利用世帯1戸につき20万円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

(交付の申出)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申出者」という。）が交付の申出を行う。ただし、単一の配水管布設事業において、申出者に該当するものが複数いる場合にあっては、代表者一人を定め、当該代表者（以下「代表申出者」という。）が申出を行う。

2 申出者及び代表申出者（以下「申出者等」という。）は、配水管布設工事における水道局への負担金支払い後速やかに、上水道配水管布設事業補助金交付申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、申出者が申出する場合においては、第4号に定める書類を除く。

- (1) 配水管布設工事に関し県要綱又は市要綱の定めるところにより締結された協定（以下「協定」という。）における協定書の写し
- (2) 協定に基づき水道局に負担金を支払ったことを証する書類
- (3) 布設箇所図面
- (4) 補助対象者の名簿及び負担金内訳（様式第2号）

3 市長は、前項の申出を審査し、適当と認めた場合は上水道配水管布設事業補助金交付回答書（様式第3号 その1）により、不適当と認めた場合は上水道配水管布設事業補助金不交付回答書（様式第3号 その2）により申出者等に通知するものとする。

（事業内容の変更等に係る報告）

第7条 前条第2項の規定により申出書を提出した申出者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに市長に報告するものとする。

- (1) 配水管布設事業を中止又は廃止する場合
- (2) 配水管布設事業が予定の期間内に完了しない場合
- (3) 補助対象者もしくは補助対象経費が変更となる場合
- (4) その他配水管布設事業の内容を変更する場合

2 前項の規定により報告するときは、軽微な変更を除き、上水道配水管布設事業変更（中止・廃止）届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第8条 補助金の交付を受けようとする申出者（以下「申請者」という。）及び代表申出者（以下「代表申請者」という。）は、配水管布設工事完了後に交付の申請を行うものとする。

2 申請者及び代表申請者（以下「申請者等」という。）は、上水道配水管布設事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、申請者が申請する場合においては、第3号及び第4号に定める書類を除く。

- (1) 協定に基づき水道局に負担金を支払い、その精算を行ったことを証する書類
- (2) 配水管布設工事が完了したことを証する写真（着工前・工期中・完了後各1枚以上）
- (3) 配水管布設工事完了時の補助対象者の名簿及び負担金内訳（様式第2号）
- (4) 代表申請者以外の補助対象者による、代表申請者の権限に関する委任状

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第9条 市長は、前条の申請兼報告を受けたときは、当該配水管布設事業が完了したことを確認するとともに、これを審査のうえ適当と認めた場合は、補助金の額を確定したうえで上水道配水管布設事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第6号 その1)により、不適当と認めた場合は上水道配水管布設事業補助金不交付決定通知書(様式第6号 その2)により申請者等に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 申請者等は、補助金の交付の請求をしようとするときは、前条の規定により上水道配水管布設事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第6号 その1)を受けた後、上水道配水管布設事業補助金交付請求書(様式第7号)に必要書類を添付して、市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の上水道配水管布設事業補助金交付要綱は、平成元年度分の補助金から適用し、昭和63年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の上水道配水管敷設事業補助金交付要綱の規定により作成された様式で、現に存するものは、この要綱による改正後の上水道配水管敷設事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

上水道配水管布設事業補助金交付申出書

年度上水道配水管布設事業補助金の交付を受けたいので、上水道配水管布設事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり申出します。

申出者 (代表申出者) 氏 名			
住 所			
電 話 番 号	— —		
電子メール	@		
事 業 年 度	年度	申 出 戸 数	戸
補助対象経費	円		
※ 補助対象経費は、申請者等が水道局へ支払った配水管布設工事の負担額			
交付申出額	円		
※ 交付申出額は、補助対象経費の 3 分の 1 の額 (千円未満の額は切り捨て) 又は利用世帯 1 戸につき 20 万円を乗じて得た額のいずれか低い額			

添付書類

- 1 配水管布設工事に関し県要綱又は市要綱の定めるところにより締結された協定書の写し
- 2 協定に基づき水道局に負担金を支払ったことを証する書類
- 3 布設箇所図面
- 4 補助対象者の名簿及び負担金内訳 (様式第 2 号) *

(注) 世帯 1 戸のみでの申出の場合、*の書類は不要です。

様式第2号

補助対象者の名簿及び負担金内訳

番号	氏名	住所	補助対象経費 負担内訳
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
13			円
14			円
15			円

様

上水道配水管布設事業補助金交付回答書

年 月 日付け申出のあった上水道配水管布設事業補助金について、下記のとおり交付する予定ですので、上水道配水管布設事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

1 交付予定額

円

2 交付条件

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに市長に報告すること。
- (2) 配水管布設事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかに市長に報告すること。
- (3) 補助対象者もしくは補助対象経費が変更となる場合には、速やかに市長に報告すること。
- (4) 配水管布設工事完了後速やかに、上水道配水管布設事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出すること。
- (5) 千葉市補助金等交付規則及び上水道配水管布設事業補助金交付要綱を遵守すること。

様

上水道配水管布設事業補助金不交付回答書

年 月 日付け申出のあった上水道配水管布設事業補助金について、下記の理由により交付しないので、上水道配水管布設事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

不交付回答の理由

様式第4号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

上水道配水管布設事業変更（中止・廃止）届

年 月 日付け 第 号により通知のあった配水管布設事業を次のとおり変更（中止・廃止）したので、千葉市補助金等交付規則第10条の規定により報告します。

申出者（代表申出者） 氏 名	
住 所	
電 話 番 号	— —
メールアドレス	@
配水管布設事業変更の内容	
変 更 前	
変 更 後	
変更（中止・廃止）の理由	

(あて先) 千葉市長

上水道配水管布設事業補助金 交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け 第 号により通知のあった配水管布設事業について、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により 年度上水道配水管布設事業補助金の交付を申請するとともに、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、事業実績を次のとおり報告します。

申請者 (代表申請者) 氏 名		
住 所		
電 話 番 号	— —	
メールアドレス	@	
1 配水管布設事業実施期間	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日	
2 補助対象経費	協定に基づき水道局へ支払った額 (①)	円
	水道局からの還付金 (②)	円
	水道局への追加支払額 (③)	円
	精算後の負担額 (①－②＋③)	円
3 交付申請額		円
※ 交付申出額は、精算後の負担額の3分の1の額 (千円未満の額は切り捨て) 又は利用世帯1戸につき20万円を乗じて得た額のいずれか低い額		

添付書類

- 1 協定に基づき水道局に支払った負担金の精算を行ったことを証する書類の写し
- 2 配水管布設工事が完了したことを証する写真 (着工前・工期中・完了後各1枚以上)
- 3 配水管布設工事完了時の補助対象者の名簿及び負担金内訳 (様式第2号) *
- 4 代表申請者以外の補助対象者による、代表申請者の権限に関する委任状*

(注) 世帯1戸のみでの申出の場合、*の書類は不要です。

様

上水道配水管布設事業補助金 交付決定通知書兼補助金額確定通知書

年 月 日付け交付申請及び実績報告のあった上水道配水管布設事業補助金について、次のとおり交付することを決定し、交付金額を確定したので、千葉市補助金等交付規則第6条及び第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の確定額 円

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

上水道配水管布設事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった上水道配水管布設事業補助金について、下記のとおり交付しないことを決定したので、千葉市補助金等交付規則第4条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

不交付決定の理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

上水道配水管布設事業補助金交付請求書

年 月 日付け千葉市指令 第 号上水道配水管布設事業補助金
交付決定通知書兼補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補
助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求者(代表請求者) 氏 名	
住 所	
電 話 番 号	— —
メールアドレス	@
補助金交付請求額	円

添付書類

- 1 上水道配水管布設事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第6号 その1)の写し